

四日市市告示第 405 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 22 日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	区域変更前の区間 区域変更後の区間	追加区間幅員 削除区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 削除区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
1	小山2号線	010012	小山町字鳩子2165番1地先から	4.0~11.0	253.5	区域を変更する 終点を変更する
			小山町字開都858地先まで	3.0~6.8	237.1	
			小山町字鳩子2165番1地先から	3.5~21.0	808.4	
			小山町字欠ノ下726番1まで	3.5~21.0	824.8	
整理番号	路線名	路線番号	区域変更前の区間 区域変更後の区間	追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
2	西山11号線	010032	西山町字宮ノ前7376地先から	3.0~6.8	237.1	区域を変更する 起点を変更する
			西山町字宮ノ前7423地先まで	1.9~6.5	392.6	
			小山町字欠ノ下638番3から	1.9~6.8	629.7	
			西山町字宮ノ前7423地先まで			